

報告第4号

令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越
計算書について

令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計繰越明許費の繰越額
を、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり
報告する。

令和4年6月2日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計
算書

令和3年度 亀山市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県支出金	地方債	その他			
1 事業費	1 業務費	施設維持管理費	2,000,000	0	2,000,000	0	0	2,000,000	0	0	改修予定である通報装置等の部品が、新型コロナウイルス感染症による工場の稼働状況の悪化及び物流の停滞等により、資材の入手に不測の日数を要するため、年度内に完了することが見込めなくなったため。
1 事業費	2 建設改良費	施設機能強化事業	14,780,000	0	14,780,000	7,140,000	7,200,000	440,000	0	0	改修予定である動力制御盤・計装盤内の部品を海外より調達しているが、新型コロナウイルス感染症による工場の稼働状況の悪化及び物流の停滞により、資材の入手に不測の日数を要するため、年度内に完了することが見込めなくなったため。

令和4年6月2日提出

亀山市長 櫻 井 義 之